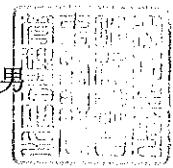




岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山県市町村総合事務組合規則第 1 号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、「非常勤消防団員等」及び「共済加入者」」を「及び「非常勤消防団員等」」に改め、同条第 6 項を削る。

第 7 章を次のように改める。

第 7 章 削除

第 105 条から第 111 条まで 削除

様式第 87 号から様式第 89 号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 2 条第 6 項に規定する共済加入者であった者に係る旧規則第 107 条に規定する共済見舞金の請求については、なお従前の例による。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 この規則の各章において「職員」、「非常勤の職員等」、「組合員」及び「非常勤消防団員等」とは、次のものとする。	第2条 この規則の各章において「職員」、「非常勤の職員等」、「組合員」 <u>、</u> 「非常勤消防団員等」及び「共済加入者」とは、次のものとする。
2～5 略	2～5 略
	6 「共済加入者」とは、条例第2条第7項に規定する者をいう。
第7章 削除	第7章 交通災害共済
第105条から第111条まで 削除	(共済加入手続)
	第105条 交通災害共済（以下「共済」という。） に加入しようとする者は、岡山県市町村総合事務組合交通災害共済加入申込書（様式第87号）に掛金を添えて、管理者に申し込まなければならない。
	2 共済の加入申込みは個人で行い、同一人が重複して加入することはできない。
	第106条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、住民基本台帳又は外国人登録証明書と照合し、資格があると認めたときは、岡山県市町村総合事務組合交通災害共済加入者証（以下「加入者証」という。）（様式第88号）を交付するものとする。
	2 加入者が前項の加入者証を紛失したとき、氏名の変更及び住所の変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
	(共済見舞金の請求)
	第107条 共済見舞金の請求は、岡山県市町村総合事務組合交通災害共済見舞金請求書（様式第89号）に加入者証、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（車椅子による人身事故で自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書の交付が受けられない場合は、その事故の目撃者等による現認証明書）、医師の診断書その他必要に応じ管理者が指定する書類を添えて行わなければならない。
	2 共済見舞金の請求は、事故の発生した日から2

年以内に行わなければならない。

(死亡共済見舞金)

第 108 条 加入者が交通事故により、その直接の結果として被害の日から 1 年以内に死亡したときは、死亡共済見舞金を支給する。

(療養共済見舞金)

第 109 条 加入者が交通事故により、その直接の結果として医師の治療を要したときは、事故発生の日からその治療を終了した日までの期間について、療養共済見舞金を支給する。

2 加入者が交通事故により傷害を被り、治癒しない間に重ねて傷害を被ったときは、最初の傷害を被った日からこれらの傷害がすべて治癒した日までの期間とする。

(請求人等)

第 110 条 共済見舞金の請求及び受領は、加入者又はその遺族とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは代理人によることができる。

2 加入者が未成年者であるときは、親権者又は後見人が請求及び受領を行う。

(遺族の範囲)

第 111 条 前条第 1 項に規定する共済見舞金の請求及び受領することができる遺族の範囲並びに順位は、次のとおりとする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

2 前項第 3 号に掲げる者の順位は、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 共済見舞金の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合は、その 1 人のした請求は全員の代表者とみなし、その 1 人に対して行った支給は、全員に対して支給したものとみなす。

(様式第87号)

年度岡山県市町村総合事務組合交通災害共済加入申込書

住所			
世帯主氏名		行政区	
番号	加入する人		備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
加入者数	人 × 500円 = 円		
上記のとおり掛金を添えて申し込みます。 年月日 申込者代表氏名			㊞

(様式第88号「表面」)

年度岡山県市町村総合事務組合交通災害共済加入者証

住所		
世帯主氏名		行政区
番号	加入者	加入者番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
加入者数	人 × 500円 = 円	
上記の者は、交通災害共済の加入者であることを証明する。 なほ、共済期間は 年月日から 年3月31日までとする。		
岡山県市町村総合事務組合管理者		

(株式第 88 号「裏面」)

1. 見舞金の支払われる場合

日本国外において、車両自動車・原動機付き自転車・身体障害者用の車椅子等による次の交通事故によって怪我を被られた場合で、

- (1) 携帯している車両の倒落・落落・転覆・火災・爆発等
 - (2) 携帯している車両の心臓癆死
 - (3) 中止に当たる場合の運行中の車両との衝突・接触等
- (4) 乗車・乗合後、直前に上記の事故、道路交通事故に規定されている軽自動車および自動車による自動車事故とみなす。

2. 見舞金を全部賄はなく日本一部に支払うべきいふ場合

- (1) 加入者および見舞金受取人等の故意によるケガ
- (2) 黒色自動車・酒気帯呼運転法違反によるケガ
- (3) 自殺および自傷を目的としたケガ等
- (4) その他管理者が不適当と認めたとき

3. 見舞金

(1) 死亡共済見舞金(1 等級)

・直後より現地に上るもので、毎日以降に死亡したとき 80 万円
・同上で 30 日を越え 1 年以内に死亡した場合 50 万円

(2) 重複共済見舞金

労働基準法施行規則別表第 2 の身体障害者等級表第 4 項以上の甚害(甚疾)10 万円			
傷害の程度	被扶養実日数および入院日数	等級	見舞金
300 日以上	直後実日数 180 日以上かつ入院日数 120 日以上	3	16 万円
270 日以上	直後実日数 150 日以上かつ入院日数 90 日以上	4	14 万円
240 日以上	直後実日数 120 日以上かつ入院日数 60 日以上	5	13 万円
210 日以上	直後実日数 90 日以上かつ入院日数 45 日以上	6	12 万円
180 日以上	直後実日数 60 日以上かつ入院日数 30 日以上	7	10 万円
150 日以上	直後実日数 45 日以上かつ入院日数 10 日以上	8	9 万円
120 日以上	直後実日数 30 日以上	9	9 万円
90 日以上	直後実日数 15 日以上	10	6 万円
60 日以上	直後実日数 10 日以上	11	5 万円
30 日以上	直後実日数 5 日以上	12	3 万円
1 列間以上		13	2 万円

(注) 上記の見舞金額は 1 回の事例に限らず支払われますが、同一間に重複して付支払われません。

4. 事故に遭られたときの手続き

方が一、事故に遭られたら必ず警察に届出をしてください。

その後、直ちに医療機関に連絡し、必要な措置を受け取り、治療終了後提出してください。交通事故明細書の添付用紙は、弊社管内にあります。

提出請求書、市町村役場備え付けの交通事故共済見舞金請求書裏面をご質ください。

支払印欄

支払番号	加入者氏名	支払年月日	金額

（株式第 88 号「裏面」）
交通災害共済見舞金請求書

岡山県市町村総合事務組合 御中

丁寧手書きで記入ください。
1. 本格的力でご記入ください。
2. お手書きでご記入をお勧め致します。
3. 月刊会員の皆様は分納として加入者ご本人が行
ってください。ご本人が不在や他の現行の被扶養者
となります。
4. お書きされた箇所に印字や記入をせずにください。

請求日	平成 年 月 日	加入者番号	ご連絡先であります か 家 () 姓 () 配偶者 () 子供 ()
被扶養者 姓 名 性別 年 齢	被扶養者 姓 名 性別 年 齢	被扶養者 姓 名 性別 年 齢	被扶養者 姓 名 性別 年 齢

被扶養者 (おヶ方をされた方)
氏名

事故の内容	
事故日時	年 月 日 (英暦) (西暦) 時 分頃
事故場所	経道 府県 市 区 町 村
事故状況	

見舞金領込口座			
お振込先 金融機関 口座番号	預り取扱 金額 預り取扱 金額	預金額 預り取扱 金額 預り取扱 金額	口座番号
口座名義 カタカナ 英語			
郵便あわせご希望の方はこちらを印んでください。			

(様式第6号(裏面))

(見舞金請求者さまへ)

見舞金請求に必要な書類は下記のとおりです。各市町村役場に提出してください。

	傷害	扶養障害	死亡
①交通事故共済加入者証	○	○	○
②交通災害共済見舞金請求書	○	○	○
③自動車安全運転手帳・免行の事故証明書(写でも可)	○	○	○
④医師の診断書	○		
⑤扶養障害診断書		○	
⑥死亡診断書(死体検査書)			○
⑦被扶養の戸籍抄本			○

請求に関するお問い合わせ等は、各市町村役場にお問い合わせください。

以下には、なにも記入しないでください

市町村役場担当者受付欄

受付	担当者捺印

※総合事務結合記入欄

支払番号	文書送付日	送金日			
管理者	局長	課長	主任	係	受付
審査の結果、下記のとおり支給金額を決定する。					
年月日 () 等級 () 円					